

2022年12月23日

お客さま各位

株式会社 京都銀行

外貨預金規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行では外貨両替業務終了に伴い、2023年1月4日（水）より外貨預金規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

今後もサービス向上に努めてまいりますので、引き続き当行をお引き立てくださいますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

- (1) 外貨普通預金規定
- (2) 外貨普通預金規定（ステートメント口）
- (3) 外貨定期預金規定（通帳式）
- (4) 外貨定期預金規定（証書式）

2. 改定内容

別紙「外貨預金規定 新旧対照表」の通り。

3. 適用開始日

2023年1月4日（水）

以上

外貨預金規定 新旧対照表

(注) 下線部分が改定箇所

1. 外貨普通預金規定

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p>3. 預金口座への受入れ</p> <p>(1) この預金口座に受け入れできるものは次の通りとします。</p> <p>ア. <u>現金</u></p> <p>イ. 当店を支払い場所とする手形、小切手、配当金領収証等（以下「証券類」という。）のうち当店で決済を確認したもの。</p> <p>ウ. 為替による振込金</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p> | <p>3. 預金口座への受入れ</p> <p>(1) この預金口座に受け入れできるものは次の通りとします。</p> <p>ア. <u>現金（外貨現金を除く）</u></p> <p>イ. 当店を支払い場所とする手形、小切手、配当金領収証等（以下「証券類」という。）のうち当店で決済を確認したもの。</p> <p>ウ. 為替による振込金</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p> |
| <p>5. 外貨現金による払戻し</p> <p><u>この預金口座から外貨現金による払戻し請求があった場合に、外貨現金または当行所定の為替相場により換算した当該外貨額相当の円貨のいずれをもつて支払うかは、当行が選択できるものとします。</u></p> | <p>5. 外貨現金による払戻し</p> <p><u>この預金は外貨現金による払戻しはできません。</u></p> |
| <p>7. 相場・手数料</p> <p>(1) <u>この預金口座へ、預金口座と異なる幣種を受入れる場合、またはこの預金口座から、預金口座と異なる幣種により支払う場合には、当行所定の為替相場により換算します。この場合手数料をいただくことがあります。</u></p> <p>(2) <u>この預金口座と同一の幣種にて受入れる、または支払う場合には、当行所定の手数料をいただきます。</u></p> | <p>7. 相場・手数料</p> <p>(1) <u>この預金に日本円を受入れる場合、またはこの預金を日本円により支払う場合には、当行所定の為替相場により換算します。</u></p> <p>(2) <u>この預金の受入れ、支払いについて、当行所定の手数料をいただくことがあります。</u></p> |

外貨預金規定 新旧対照表

2. 外貨普通預金規定（ステートメントロ）

| 改定前 | 改定後 |
|--|--|
| <p>4. 預金口座への受入れ</p> <p>(1) この預金口座に受入れできるものは次のとおりとします。</p> <p>ア. <u>現金</u></p> <p>イ. 当店を支払場所とする手形、小切手、配当金領収証等（以下「証券類」という）のうち当店で決済を確認したもの。</p> <p>ウ. 為替による振込金</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p> | <p>4. 預金口座への受入れ</p> <p>(1) この預金口座に受入れできるものは次のとおりとします。</p> <p>ア. <u>現金（外貨現金を除く）</u></p> <p>イ. 当店を支払場所とする手形、小切手、配当金領収証等（以下「証券類」という）のうち当店で決済を確認したもの。</p> <p>ウ. 為替による振込金</p> <p>(2) ～ (5) 省略</p> |
| <p>6. 外貨現金による払戻し</p> <p><u>この預金口座から外貨現金による払戻請求があった場合に、外貨現金または当行所定の為替相場により換算した当該外貨額相当の円貨のいずれをもって支払うかは、当行が選択できるものとします。</u></p> | <p>6. 外貨現金による払戻し</p> <p><u>この預金は外貨現金による払戻しはできません。</u></p> |
| <p>8. 相場・手数料</p> <p>(1) <u>この預金口座へ、預金口座と異なる幣種を受け入れる場合、またはこの預金口座から、預金口座と異なる幣種により支払う場合には、当行所定の為替相場により換算します。この場合手数料をいただくことがあります。</u></p> <p>(2) <u>この預金口座と同一の幣種にて受入れる、または支払う場合には、当行所定の手数料をいただきます。</u></p> | <p>8. 相場・手数料</p> <p>(1) <u>この預金に日本円を受入れる場合、またはこの預金を日本円により支払う場合には、当行所定の為替相場により換算します。</u></p> <p>(2) <u>この預金の受入れ、支払いについて、当行所定の手数料をいただくことがあります。</u></p> |

外貨預金規定 新旧対照表

3. 外貨定期預金規定（通帳式）

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p>3. 相場・手数料</p> <p>(1) <u>この預金口座へ、預金口座と異なる幣種を受入れる場合、またはこの預金口座から、預金口座と異なる幣種により支払う場合には、当行所定の為替相場により換算します。この場合手数料をいただくことがあります。</u></p> <p>(2) <u>この預金口座と同一の幣種にて受入れる、または支払う場合には、当行所定の手数料をいただきます。</u></p> | <p>3. 相場・手数料</p> <p>(1) <u>この預金に日本円を受入れる場合、またはこの預金を日本円により支払う場合には、当行所定の為替相場により換算します。</u></p> <p>(2) <u>この預金の受入れ、支払いについて、当行所定の手数料をいただくことがあります。</u></p> |
| <p>4. 外貨現金による払戻し</p> <p><u>この預金口座から外貨現金による払戻請求があった場合に、外貨現金または当行所定の為替相場により換算した当該外貨額相当の円貨のいずれをもって支払うかは、当行が選択できるものとします。</u></p> | <p>4. 外貨現金による払戻し</p> <p><u>この預金は外貨現金による払戻しはできません。</u></p> |

外貨預金規定 新旧対照表

4. 外貨定期預金規定（証書式）

| 改定前 | 改定後 |
|---|--|
| <p>3. 相場・手数料</p> <p>(1) <u>この預金の払戻しに際し、証書表面記載と異なる幣種により支払う場合には、当行所定の為替相場により換算します。この場合手数料をいただくことがあります。</u></p> <p>(2) <u>証書表面記載の幣種により支払う場合には、当行所定の手数料をいただきます。</u></p> | <p>3. 相場・手数料</p> <p>(1) <u>この預金に日本円を受入れる場合、またはこの預金を日本円により支払う場合には、当行所定の為替相場により換算します。</u></p> <p>(2) <u>この預金の受入れ、支払いについて、当行所定の手数料をいただくことがあります。</u></p> |
| <p>4. 外貨現金による払戻し</p> <p><u>この預金口座から外貨現金による払戻請求があった場合に、外貨現金または当行所定の為替相場により換算した当該外貨額相当の円貨のいずれをもって支払うかは、当行が選択できるものとします。</u></p> | <p>4. 外貨現金による払戻し</p> <p><u>この預金は外貨現金による払戻しはできません。</u></p> |